



みなさま、GW はいかがでしたでしょうか？今年はず日が前半と後半に分かれていて、間の平日もお休みにされた会社さんは 10 日間の大型連休となったものとおもいます。ひさしぶりの大型連休で、ゆっくりできた方や、家族サービスに追われて連休明け早々ぐったりされている方もみえるとおもいます。次回の祝日は 7 月です。がんばっていきましょう。



1. マイナンバー



●改正マイナンバー法、施行日決定！

～今月の 5/27（月）から～

→改正マイナンバー法の施行日が決まりました。今回の施行に関係する改正の内容をおさらいしてみましょう。

【改正マイナンバー法】

■国外転出者のマイナンバーカード

→転出後も**継続利用が可能**に。海外赴任時や留学の際も失効しない形に。

→**在外公館**で、マイナンバーカードの申請・受け取り等が可能に。

■かざし利用

→2 回目以降の利用時等、**暗証番号を入力しない**かざし利用が可能に

■国家資格をマイナンバー利用事務に追加

→**医師**、保育士、**税理士**、理容師、**美容師**、建築士等約 80 の国家資格等が追加

→オンライン化が推進されており、資格に関する届出等が紙のみならず**オンライン**で申請できる形に。住民票や戸籍等の**添付書類も省略可**とされる予定

■公金受取口座登録方法の拡充

→年金受給口座を公金受取口座として登録するかどうかを郵送で確認。一定期間内に回答がないと**登録可**に。

2. 運送業

●改正物流 2 法、成立！

～流通業務総合効率化法・貨物自動車運送事業法～

→物流の 2024 年問題に対応すべく、**輸送力不足の抑止**等物流を支えるための環境整備に向けた法改正がなされました。

【物流の 2024 年問題対策等】（おもなもの）

■荷主・物流事業者への規制

・**荷主、物流事業者**へ、物流効率化のために取り組むべき措置（国が判断基準を策定）について**努力義務化**。

取り組み状況について、国が指導・助言、調査・公表。

・一定規模以上の事業者を**特定事業者**とし、**中長期計画の作成や定期報告等**を義務化。取り組みの実施状況が不十分な場合、勧告・命令。

・特定事業者のうち**荷主**へ物流統括管理者の選任を**義務化**

■トラック事業者の取引への規制

・**元請事業者**へ、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務化**

・運送契約の締結等の際、提供する役務の内容や対価（付帯業務料等）等について**書面**による交付等を義務づけ。

・下請けへ出す行為の適正化について**努力義務化**。一定規模以上の事業者へ**管理規程**の作成、**責任者選任**を**義務化**。

■軽トラック事業者への規制

・**管理者選任と講習受講**。国土交通省への事故報告を義務化
→義務が増えているため、確認してみるようにしましょう。

今月のピックアップ



●技能実習制度、運用要領改正！～労働条件通知書は最新ですか？～

時間外労働等について、**人手不足等**の理由により時間外労働等を行わせることは認められないといった一文が追加されました。**労働条件通知書**についても日本人同様修正が必要です。

●後期高齢者医療、保険料率変更～令和 6・7 年度～

出産育児一時金への費用支援等もあり、全国平均で令和 6 年度は月 7,082 円、7 年度は月 7,192 円と、令和 4・5 年度と比べて保険料が高くなる見込みです。愛知県も高くなります。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦 2-15-19

アゼット錦ビル 5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

